

取扱担当課

前橋市役所障害福祉課（前橋市保健所1階）

電話 027-220-5714（直通）

027-224-1111（内線84-2112）

FAX 027-223-8856

電子メールアドレス

syougaifukushi@city.maebashi.gunma.jp

ホームページURL

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shogaifukushi/gyomu/8/48746.html>

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、申立ての経費及び成年後見人、保佐人又は補助人、後見監督人（任意後見監督人を含む）、保佐監督人、又は補助監督人（以下、「成年後見人等」という。）の報酬費を助成することにより、成年後見制度の利用を支援します。</p>
<p>内容</p>	<p>助成対象者</p> <p>本市に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）若しくは外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市に住所等を記録若しくは登録している者、又は本市が法令の規定により援護を行っている者であり、本助成金の申請時の年齢が満65歳に達していない者であって、次の各号のいずれかに該当する者。</p> <p>1 市長または市長以外の者が、後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）の開始の審判の申立てを行った者のうち、生活保護受給者または市民税非課税の者で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者（申請時の添付書類や家庭裁判所に報酬付与審判申立時提出された年間収支報告書等を審査して、その収入の中で申立経費の負担や家庭裁判所により審判された報酬を支払うことが困難と認められる者）。</p> <p>2 その他、市長による助成が適当であると認められる者</p> <p>※ 1、2いずれの場合も、報酬費の助成については、申請時の預貯金の額が60万円以下とします。</p> <p>※ 申立経費の助成については、家庭裁判所の費用負担命令により本人が申立人から申立経費の求償請求をされている、もしくは本人が申立人である場合に限りします。</p> <p>○ 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当することも必要です。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p>

		<p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p>
内容	<p>助成の対象となる事業及び経費</p>	<p>1 成年後見制度の申立経費（郵券代、収入印紙代（申立手数料・登記手数料）、診断書料、鑑定費用、戸籍謄本その他申立に必要な添付書類の交付手数料） ただし、家庭裁判所からの郵券代返還分を除きます。 ※ 申立書作成代行の手数料、申立書提出のための交通費等は助成対象外です。</p> <p>2 成年後見人等の報酬費 ※ 1、2いずれの場合についても、成年後見人等が親族でない、また、任意後見人でないことも必要となります。</p> <p>3 助成対象期間 (1) 申立経費 令和7年1月1日から令和9年2月28日までの間に審判が確定した申立経費 (2) 報酬費 令和7年1月1日から令和9年2月28日までの間の成年後見人等の業務に対する報酬費</p>
	<p>助成金額</p>	<p>助成金額は、次に掲げるとおりとします。なお、1月に満たない日数の月があるときの助成金額は日割り計算とし、10円未満の端数は切り捨てとします。</p> <p>1 市長が成年後見等開始の審判の申立てを行った場合 (1) 申立て経費のうち、額の確定した経費 (2) 成年後見人等の報酬 家庭裁判所より審判された成年後見人等報酬費用と次の額を比較して少ない方の額を上限とします。 ア 在宅の場合 1か月当たり28,000円 イ 別表に掲げる入所・入院の場合 1か月当たり18,000円 ウ 在宅と、別表に掲げる入所・入院のいずれにも該当する月がある場合 1月を超えて入所・入院した場合に、次のとおり算定します。</p>

		<p>(ア) 入所・入院している日数が月の半数以上・・・1か月当たり18,000円を上限</p> <p>(イ) 入所・入院している日数が月の半数未満・・・1か月当たり28,000円を上限</p> <p>2 市長以外の者が成年後見等開始の審判の申立てを行った場合</p> <p>(1) 申立て経費のうち、額の確定した経費</p> <p>(2) 成年後見人等の報酬</p> <p>家庭裁判所より審判された成年後見人等報酬費用と次の額を比較して少ない方の額を上限とします。</p> <p>1か月当たり15,000円</p>
<p>交付申請の方法、時期等</p> <p>交付申請の手続等</p>		<p>令和9年3月5日までに次のとおり申請してください。助成金を申請できる者は、助成対象者又はその成年後見人等（以下「申請者」という。）とします。</p> <p>1 申立経費の助成</p> <p>申請者は、成年後見等開始の審判確定後、家庭裁判所の審判書の写し、預金通帳等資産状況を確認できる書類の写し、登記事項証明書の写し、申立経費の支出が分かる領収書等の写し、予納した郵券代の返還通知書の写し、そのほか、市長が提出を求めるものを添えて、交付申請書兼誓約書（様式第1号）を速やかに市長に提出しなければなりません。</p> <p>2 報酬費助成の申請</p> <p>申請者は、成年後見制度利用による後見人等の報酬費が確定した後に、報酬付与の審判書の写し、審判を受けるために家庭裁判所へ提出した書類の写し等添付書類を添えて、交付申請書兼誓約書（様式第1号）を速やかに市長に提出しなければなりません。</p> <p>※ 家庭裁判所の報酬付与の審判があった日から原則3か月以内に申請してください。</p> <p>なお、いずれの申請も押印は省略することが可能です。電子メールおよび電子申請システムによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです。）。</p> <p>3 助成対象者1に該当する場合</p> <p>申請時に以下の書類を提出してください。</p> <p>(1) 本市以外が生活保護法による保護の実施機関の場合 生活保護受給者証の写しを添付してください。</p> <p>(2) 住民登録が市外、令和8年1月2日以降に本市に住民登録をした場合 非課税であることが分かる書類（非課税証明書・所得課税証明書など自治体によって名称が異なる場合があります。）を添付してください。</p>
	<p>交付決定の時期等</p>	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付決定通知書（様式第2号）又は却下決定通知書（様式第7号）により、助成金の交付（却下）決定について申請者に通知します。</p>
	<p>実績報告書の提出</p>	<p>報酬費助成については、実績報告書（様式第5号）に助成金交付請求書（様式第6号）を添えて提出してください。関係書類の審査を行い、助成金額を確定します。</p>

	請求の方法、支払時期等	助成金交付決定後に請求書に基づき支払います。申請者が被後見人等であった場合は、申請者はその成年後見人等に報酬を支払い後、速やかに領収書の写しを市長に提出してください。
	対象事業等が、変更、中止又は廃止となった場合の手續	変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認決定を受けなければなりません。
	変更等承認決定の時期等	変更等承認申請を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、変更等承認通知書（様式第4号）により通知します。
	交付決定の取消し又は助成金の返還	1 次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 (3) 本市以外の市区町村から助成金を受領していることが明らかとなったとき 2 次の場合は、指定された期限までに、助成金を返還しなければなりません。 助成金の交付を受けた後、助成金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額
	その他	この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。
様式	申請書等の書式	1 交付申請書兼誓約書（様式第1号） 2 交付決定通知書（様式第2号） 3 変更等承認申請書（様式第3号） 4 変更等承認通知書（様式第4号） 5 実績報告書（様式第5号） 6 助成金交付請求書（様式第6号） 7 却下決定通知書（様式第7号）

別表（助成金額1(2)関係）

<p>救護施設、更生施設、障害者支援施設、のぞみの園、共同生活援助施設、福祉ホーム、有料老人ホーム、介護保険施設、特定施設、認知症対応型共同生活介護施設、医療提供施設、及びこれらに類する施設</p>
